

フランス民事責任改正草案（2017年3月13日）試訳

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2018-03-01 キーワード: 作成者: 鈴木, 清貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/713

フランス民事責任改正草案 (2017年3月13日) 試訳

鈴木清貴

1. 説明
2. フランス民事責任改正草案 (2017年3月13日) 試訳
3. フランス民事責任改正草案 (2017年3月13日) における変更箇所

1. 説明

(1) 民事責任改正法草案 (2016年4月29日) から民事責任改正草案 (2017年3月13日) に至るまでの経過、そして今後

既に紹介した通り¹、フランス司法省は、2016年4月29日、民事責任改正法草案 (以下、2016草案と表記することがある) を公表した。この草案は、同日よりパブリック・コメントに付され、同年8月31日に締め切られた²。フランス司法省作成の資料によれば、100件・1000頁を超える意見が寄せられたという³。このパブリック・コメントを踏まえて、フランス司法省民事公印局 (Direction des affaires civiles et sceau (DACS)) によって、2017年3月13日、再度公表された草案が、この2017年3月民事責任改正草案 (以下、2017草案と表記することがある) である。本稿は、これからの研究のために、その全文を翻訳し、2016草案からの変更点を全て示すものである。

ところで、フランスでは、2017年4月に大統領選挙が実施された。このため、2017年3月に公表された草案、そしてその後の法案提出について

ては、次の政府に委ねるものとされている⁴。ジャン＝ジャック・ウルヴォアス国璽尚書、司法大臣（当時）は、次のように述べている。「この草案は司法省事務局によって担われた共同の作品です。この草案は、法案提出のための各省間の議論に基礎を与えるに違いありません。国会の会期は終了したので、私は、私の未だ定まっていない後任の方に、この草案をお任せいたします。そうすることで、この草案は国会に付されて、2016年2月10日のオルドナンスによって開始された債務法の改正を仕上げることになる、必須の、民事責任法の大改正が可決されると思います。」⁵。

(2) 民事責任改正草案（2017年3月13日）の概要

次に、2017草案の内容について、フランス司法省が公表した資料⁶に基づき、簡単に紹介したい。

① 2017草案は、以下のように構成されている。

第1部 民法典第3巻に関する規定 第1条

第2編 民事責任

第1章 冒頭規定（第1233条～第1234条）

第2章 責任の要件

第1節 契約責任と契約外責任の共通規定

第1款 賠償可能な損害（第1235条～第1238条）

第2款 因果関係（第1239条～第1240条）

第2節 契約外責任に固有の規定

第1款 契約外責任を引き起こす所為

§1 フォート（第1241条～第1242条）

§2 物の所為（第1243条）

§3 近隣の異常な障碍（第1244条）

第2款 他人によって引き起こされた被害の帰責（第1245条～第1249条）

第3節 契約責任に固有の規定（第1250条～第1252条）

第3章 責任の免除又は排除の原因

第1節 責任の免除の原因（第1253条～第1256条）

第2節 責任を排除する原因（第1257条～第1257条の1）

第4章 責任の効果

第1節 原則（第1258条～第1259条）

第1款 現物賠償（第1260条）

第2款 損害賠償金（第1262条～第1264条）

第3款 責任負担者の複数の帰結（第1265条）

第4款 違法の停止（第1266条）

第5款 過料（第1266条の1）

第2節 一定のカテゴリーの被害から生じる損害の賠償についての特則

第1款 人身被害から生じる損害の賠償についての特則（第1267条～第1277条）

第2款 物的被害から生じる損害の賠償についての特則（第1278条～第1279条）

第3款 環境被害から生じる損害の賠償の特則（第1279条の1～第1279条の6）

第4款 ある金額の支払いの遅滞から生じる損害の賠償の特則（第1280条）

第5章 責任に係る条項

第1節 責任を排除又は制限する条項（第1281条～第1283条）

第2節 違約金条項（第1284条）

第6章 責任に関する主な特別制度

第1節 原動機付き陸上車両の所為（第1285条～第1288条）

第2節 欠陥ある製造物の所為（第1289条～第1299条の3）

② 2017草案は明晰化された法であるが、民事責任法の支柱は維持さ

れているとされる⁷。

すなわち、2017 草案は、現代語化されて明確なものとなりアクセスしやすいものとなっているが、現行民法第 1240 条（旧第 1382 条）の原則は維持され、被害の完全賠償の原則も肯定されている。物の所為の責任、他人の所為の責任、近隣の異常な障害も規定されている（それぞれ、第 1243 条、第 1245 条以下、第 1244 条）。特に、他人の所為の責任については、判例とは異なり、被害の直接の惹起者の責任をもたらず性質を有する所為の存在が共通の要件とされている（第 1245 条第 2 項）。

③ 2017 草案は民事責任の予防的機能を書き込んでいるとされる⁸。

裁判官は、被害を予防し、違法な障害を停止することを目的としたあらゆる決定的な手段を命ずる可能性が認められる（第 1266 条）。被害を賠償することだけでなく、その根源に作用することができる。

④ 上記③の予防的機能を強固にするものとして、過料を導入することが指摘される（第 1266 条の 1）⁹。

その思想は、民事的手段（被害の賠償）と刑事的手段（行動の制裁）の間の中間的手段を開くことにある。この制度は、責任負担者が取えて営利的フォートを犯す場合に適用される。損害の賠償において、このフォートによって責任負担者が負担する費用より多くの費用を責任負担者は負担することとなる。不当利得へのあらゆる転入を避けるために、過料の額は、被害者ではなく、国又は補償基金に支払われる。

⑤ 2017 草案は、人身被害の被害者への賠償を進歩させたとされる¹⁰。

人身被害の被害者の保護の強化は、この草案における重大な革新であるとのことである。人の完全性は保護法益のヒエラルキーの頂点に置かれている。このようなことは、2017 草案では、以下のように表現されている。(a) 人身被害の被害者の重大なフォートのみが、被害者の賠償

に対する権利を減じることになる（第1254条第2項）、(b) 被害を最小にする義務は人身被害の被害者には課されない（第1263条）、(c) 被害者にとってより有利である合意とは反対に、人身被害の賠償を排除し又は制限する合意は禁止される（第1233条の1第2項、第1281条第2項）。

また、被害者間における扱いの平等性を保証するため、同じ規則があらゆる人身被害に適用される。この点では、もはや契約責任と契約外責任の区別は存在しない（第1233条の1第1項）。ただ一つの規則が司法裁判機関の裁判にも行政裁判機関の裁判にも適用され、被害者と責任負担者の間で締結された和解にも適用される（第1267条）。同じく人身被害の賠償方法の統一への配慮から、損害の非限定的な一覧表、判例のデータベース、このデータベースに依拠する賠償の指標となる参照枠組が準備される（第1269条、第1271条）。

⑥ 2017草案は、第三支払者の求償権につき規定を設けている¹¹。

2017草案は、コンセイユ・デタと破毀院における判例の対立の解消を提案する。破毀院は、第三支払者が個人の損害の名目で被害者に支払った給付を責任負担者から回収する可能性を認めているが、これは廃止される（第1273条）。事実、この求償権は、今日、被害者が受け取る賠償をその分だけ小さくしているからである。

⑦ 2017草案は、交通事故の被害者のためのバダンテール法 (loi Badinter = 1985年7月5日の法律) を拡張し改良するとされる¹²。

2017草案は1985年7月5日の法律の諸規定を民法典に編入する（第6章第1節）。その適用領域は、路面電車（トラムウェイ）と鉄道に拡張される（第1285条）。1985年7月5日の法律では保護されなかった被害者である運転者の境遇も改善される。その許しがたいフォートのみが被害者である運転者の賠償を減じ又は排除する。ただし、そのフォー

トが事故の主な原因であることは要求されない（第1287条）。

(3) 民事責任改正法草案（2016年4月29日）からの主な変更点

2016草案から2017草案では何が変わったのか。特に、パブリック・コメントの結果、どのような変更をもたらされたのか。以下、フランス司法省が公表した資料¹³に基づいて、パブリック・コメントによってもたらされたことについて瞥見しておく。なお、後述の「3 民事責任改正草案（2017年3月13日）における変更点」では、2016草案からの2017草案における変更点の全てを明らかとしている。

① 根本的なことについて。賠償される損害の定義において、集団の利益に言及することは断念された（第1235条）。その理由は、一般的利益と混同されかねないこの概念が制御されることなく拡張されることを避けるためである。

② 欠陥ある製造物の所為の責任制度について、開発危険を理由とする免除原因は、削除が提案されていたが、最終的には、人間が用いる健康についての製造物についてのみ、削除されただけである（第1298条第1項4°、第1298条の1）。集団的な公衆保健衛生事故の被害者の人身被害の賠償を促すためである。パブリック・コメントにおける多くの意見が、免除原因を削除することで、革新的なものに対する無意味なブレーキとなるのではないかと案じていたという。

③ 責任の一般的制度と特別制度の連関を保証する新しい規定を付加すること、人身損害の特則の強行性を明確にすることに対して、多くの指摘があったという。

④ 形式面について。2016草案の構成より、その論理が一貫したものとなった。例えば、違法の停止の規定は、冒頭規定から責任の効果の章に

移動した（第4章第1節第4款、第1266条）。責任に係る条項は、責任の効果の章に置かれていたが、このために新しい章が設けられた（第5章）。責任に係る条項は、責任の効果に関わると同時に要件にも関わるからである。

⑤ パブリック・コメントの意見は、多くの条文の規定振りを改善に導いたとされる。例えば、違法の停止の規定はあいまいであったため、短くされた（第1266条）。この他、安全義務の非契約化（第1233条及び第1233条の1）、機会の喪失の定義（第1238条）、フォートについての責任の原則（第1241条）、責任の排除の条項（第5章第1節）が指摘されている。

(4) 注意点

以下の試訳では項番号を付しているが、原文では項番号は付されていない。目・号は用いず、原文の記号のままとした（§、1°）。記号の省略やレイアウトの変更もある。なお、以下の「2 フランス民事責任改正草案（2017年3月13日）試訳」では、2016草案からの変更箇所（削除があり変更箇所を示すことができない場合は条番号や項番号に）、筆者（鈴木）が下線を施している。

2. フランス民事責任改正草案（2017年3月13日） 試訳

民事責任改正草案 2017年3月

2017年3月13日

国璽尚書、司法大臣、ジャン=ジャック・ウルヴォアスにより提出
2016年4月から7月まで実施されたパブリック・コメントの結果

第1部

民法典第3巻に関する規定

第1条

I. 民法典第3巻第3部は次のように変更される：

1. 第1231条から第1252条までは廃止される。
2. 第1231条は次のように起草される。「有効に形成された契約から生じる債務の債権者は、不履行の場合に、第2編に規定される要件において、その損害の賠償を債務者に請求することができる。」
3. 第3巻第3部第2編は次のように起草される。

◀ 第2編 民事責任

第1232条

第1章から第5章までの規定は、特別制度に固有の規定を留保して、適用される。

第1章 冒頭規定

第1233条

契約債務の不履行の場合、債務者及び債権者は、契約外責任に特有の規定

を特に選択するために、契約責任に固有の規定の適用を免れることはできない。

第1233条の1

第1項 人身被害から生じる損害は、それが契約の履行に際して引き起こされた場合であっても、契約外責任の規定に基づいて賠償される。

第2項 ただし、被害者は、契約外責任の規則の適用よりも被害者に有利となる、契約の明示的約定を援用することができる。

第1234条

第1項 契約の不履行が第三者に被害を引き起こす場合、この第三者は債務者に対し、第2章第2節で対象とされた原因となる所為の一つにつき証拠を提示することにより、契約外責任に基づいてのみ、その結果の賠償を請求することができる。

第2項 ただし、契約上の懈怠が第三者に被害を引き起こす以上、契約の適切な履行に対して正当な利益を有する第三者は、契約責任に基づいて、契約上の懈怠をも援用することができる。契約当事者間で適用される責任の要件と制限は第三者に対抗することができる。第三者に対する一契約当事者の契約責任を制限するあらゆる条項は、書かれなかったものとみなされる。

第2章 責任の要件

第1節 契約責任と契約外責任の共通規定

第1款 賠償可能な損害

第1235条

被害（dommage）から生じ、かつ、財産又は非財産上の、適法な利益の侵害から構成される、確実な損害（préjudice）はすべて賠償される。

第1236条

それが現在の状態の確かかつ直接の延長である場合、将来の損害は賠償されうる。

第1237条

急迫の被害が実現することを予防するため、又はその悪化を避けるため、並びにその被害の結果を小さくするため、原告によって提示された費用は、その費用が合理的に支出されたものである限り、賠償されうる損害を構成する。

第1238条

第1項 好ましい可能性の現在のかつ確実な消滅のみが、賠償されうる機会の喪失を構成する。

第2項 この損害は、失われた機会について評価されなければならない、かつ、その機会が実現するならば、その機会がもたらすであろう利益と同等ではありえない。

第2款 因果関係

第1239条

第1項 責任は被告に帰せられる所為と損害との間の因果関係の存在を前提とする。

第2項 因果関係はあらゆる方法によって立証される。

第1240条

第1項 人身被害が、共同で行動し又は同じ活動を行う特定の者らのうちの不特定の者によって引き起こされる場合、各人は、損害を引き起こすことができなかったことを証明する場合を除き、損害のすべてについて責任を負う。

第2項 責任負担者らは、その場合、責任負担者内で、各人が被害を引き起こしたことの蓋然性に比例して、分担する。

第2節 契約外責任に固有の規定

第1款 契約外責任を引き起こす所為

§1 フォート

第1241条

人はそのフォートによって引き起こされた損害につき責任がある。

第1242条

法律上の命令の違反又は慎重さ若しくは注意に対する一般的義務の懈怠がフォートを構成する。

第1242条の1

[法人のフォートは、その機関のフォート又はその組織若しくは機能の欠陥に由来する。]

§2 物の所為

第1243条

第1項 人の管理下にある有体物の所為によって引き起こされた被害につき、その人は当然に責任を負う。

第2項 物が、作動して被害源と接触した以上、物の所為は推定される。

第3項 この他の場合、物の瑕疵又はその位置、その状態若しくはその動作の異常さを明らかにすることにより、物の所為を証明するのは被害者である。

第4項 損害をもたらす所為の時、物の使用、制御及び支配をする者は、管理者である。所有者は管理者であると推定される。

§3 近隣の異常な障碍

第1244条

第1項 近隣の通常の不都合を超える障碍を引き起こす、所有者、賃借人、土地の占有若しくは開発の許可を主たる目的とする権限の受益者、注文者又はそれらの権限を行使する者は、この障碍から生じる被害につき、当然に責任を負う。

第2項 被害をもたらす活動が行政手続によって許可された場合であっても、裁判官は、損害賠償金を与え、又は障碍を停止させることのできる合理的な手段を命ずることができる。

第2款 他人によって引き起こされた被害の帰責

第1245条

第1項 第1246条から第1249条までの規定により設けられた場合及び要件において、人は他人によって引き起こされた被害について責任を負う。

第2項 この責任は、被害の直接の惹起者の責任を義務づける性質を有する所為の証明を前提とする。

第1246条

以下の者は、未成年者の所為について当然に責任を負う。

- 親権を行使する限りにおいて、その両親；
- 未成年者の身上につき責任を負担する限りにおいて、その後见人又は後见人ら；
- 司法裁判若しくは行政裁判によって、未成年者の生活方法を、永続的な資格で、編成し及び統制することを負わされた自然人または法人。この場合において、この未成年者の両親の責任は義務づけられない。

第1247条

司法裁判又は行政裁判によって、その生活方法を、永続的な資格で、編成

及び統制することを負わされた自然人又は法人は、その監督下に置かれた成人の所為について当然に責任を負う。

第 1248 条

契約により、職業上の資格で、他人の監督又は他人の活動の編成及び統制の任務を負う他の者は、フォート¹を犯さなかったということを証明しない限り、監督された自然人の所為について責任を負う。

第 1249 条

第 1 項 使用者は被用者によって引き起こされた被害について当然に責任を負う。職務の遂行に係る命令又は指示を被用者に与える権限を有する者は使用者である。

第 2 項 使用関係の移転の場合、この責任は移転の受益者の負担となる。

第 3 項 被用者がそのために雇われた職務の範囲外で、許可なく、付与された権限とは無関係の目的で行動したことを証明するならば、使用者又は移転の受益者は責任を負わない。使用者又は移転の受益者は、被用者と被害者の共謀を証明するならば、もはや責任を負わない。

第 4 項 被用者は故意（faute intentionnelle）の場合、又は許可なく、付与された権限とは無関係の目的で行動した場合にしか、個人としてその責任を負わない。

第 3 節 契約責任に固有の規定

第 1250 条

債権者に被害をもたらした、契約のあらゆる不履行は、その責任を負うことを債務者に義務づける。

第 1251 条

重大なフォート又は故意を除き、債務者は契約成立時に合理的に予見可能

な不履行の結果のみ賠償することを義務づけられる。

第 1252 条

履行における遅滞から生じる損害の賠償は債務者のあらかじめの付遅滞手続を前提とする。その他の損害の賠償については、付遅滞手続は、それが不履行を特徴づけるために必要である場合にしか、要求されない。

第 3 章 責任の免除又は排除の原因

第 1 節 責任の免除の原因

第 1253 条

第 1 項 偶発事故、第三者又は被害者の所為は、それらが不可抗力の性質を帯びるならば、全て免除する。

第 2 項 契約外の領域において、不可抗力とは、被告又は被告が責任を負わなければならない者の制御が及ばない出来事であり、かつ、これらの者が、適切な措置によって、その実現もその結果も避けることができなかつた出来事である。

第 3 項 契約の領域において、不可抗力は、第 1218 条で定義される。

第 1254 条

第 1 項 被害者による契約債務の懈怠、被害者のフォート又は被害者が責任を負わなければならない者のフォートは、それらが損害の実現に寄与した場合、一部を免除する。

第 2 項 人身被害の場合、重大なフォートのみが一部の免除をもたらしうる。

第 1255 条

それが不可抗力の性質を帯びる場合を除き、責任能力のない被害者のフォートは免除の効果をもたない。

第1256条

直接の被害者に対抗することのできるフォート又は契約の不履行は、間接的な損害の被害者にも同じく対抗することができる。

第2節 責任を排除する原因

第1257条

被害をもたらす所為は、その作出者が刑法典第122条の4から第122条の7までに規定された状況のひとつに置かれる場合、責任をもたらさない。

第1257条の1

被害者が有する権利若しくは利益を侵害する、被害をもたらす所為は、被害者がそれに同意したならば、もはや責任をもたらさない。

第4章 責任の効果

第1節 原則

第1258条

賠償は、被害者を可能な限り、被害をもたらす事実が生じなかった場合に被害者が置かれていたであろう状態に戻すことを目的とする。被害者は何も失わず何も利得しないという結果にならなければならない。

第1259条

賠償は、現物賠償又は損害賠償金の形式をとる。この二種類の方法は、損害の完全な賠償を確保するために、併用することができる。

第1款 現物賠償

第1260条

現物賠償は、被害の消滅、減少又は填補に特に適したものでなければならない。

第1261条

第1項 被害者は、現物賠償を強制されない。

第2項 それが不可能な場合、又は責任負担者にとっての出費と被害者にとっての利益との間に明白な不均衡がある場合、現物賠償は、もはや命ぜられない。

第3項 同じの留保のもと、裁判官は被害者自身が責任負担者の費用で現物賠償の方法をとることを許可することもできる。責任負担者は必要な金額をあらかじめ支払うことを命ぜられる。

第2款 損害賠償金

第1262条

第1項 被害が発現した日から、損害の内容及び価値に影響を及ぼした、あらゆる事情並びに合理的に予見することのできた被害の進行を考慮して、損害賠償金は判決日に算定される。

第2項 判決の後に被害が拡大した場合、被害者はその被害から生じた損害に対する賠償の補足分を請求することができる。

第3項 人身被害の場合、被害者は、同じく、当初の請求に含まれていなかった先存する損害の全項目につき、補足の賠償を請求することもできる。

第4項 申し立てられた損害の各項目は、それぞれ明確に算定される。

第1263条

人身被害の場合を除き、被害者が損害の拡大を避けるのに適切な、特にその分担能力に比し、確かかつ合理的な措置をとらなかった場合、損害賠償金は減額される。

第1264条

被害者は与えられた金額を自由に使用することができる。

第3款 責任負担者の複数の帰結

第1265条

第1項 複数の者が、同一の被害につき責任を負う場合、それらの者は被害者に対し連帯して賠償しなければならない。

第2項 それら複数の者のすべて又は一部の者がフォートを犯したならば、それらの者は、その重大性及びそれらの者に帰することのできる損害を引き起こす所為の因果的機能に応じて、それらの者で分担して支払う。それらの者のうち誰もフォートを犯さなかったならば、それらの者は、それらの者に帰することのできる損害を引き起こす所為の因果的機能に応じて、又はそうでなければ均等に、支払う。

第4款 違法の停止

第1266条

契約外の領域においては、被るおそれのある損害の賠償とは別に、裁判官は、原告がさらされる被害を防ぐ又は違法な障害を停止させるのに適切な合理的手段を命じることができる。

第5款 過料

第1266条の1

第1項 契約外の領域において、被害の惹起者が、利得又は節約を得るために、敢えてフォートを犯した場合、裁判官は、被害者又は検察官の請求、並びに、特別に理由を付された判決によって、惹起者に対して過料の支払いを命じることができる。

第2項 この過料は、犯されたフォートの重大性、惹起者の分担能力、及び惹起者が引き出した利益に応じたものとなる。

第3項 過料は、実現された利益の総額の10倍を超えることはできない。

第4項 責任負担者が法人である場合、過料は、フォートが犯された会計年度に先行する会計年度以降、終了した会計年度の一つの間に、フランス

において実現された、税額を除いた最も高い総取引高の5パーセントに達することができる。

第5項 この過料は、受けた被害の性質と関連する補償基金への融資、又はそれがなければ国庫に割りあてられる。

第6項 過料は、保険の対象とすることができない。

第2節 一定のカテゴリーの被害から生じる損害の賠償についての特則

第1款 人身被害から生じる損害の賠償についての特則

第1267条

この款の規則は司法裁判機関及び行政裁判機関の裁判並びに被害者とその賠償の債務者の間で締結された和解に適用される。

第1267条の1

この款の規定に反するあらゆる約定は、被害者にとってより有利なものでない限り、書かれなかったものとみなす。

第1268条

被害者の潜在的な素因に由来する疾患が、被害をもたらす行為によってしか、引き起こされなかった又は明らかとはならなかった場合、損害は、被害者の潜在的な素因を考慮することなく、評価されなければならない。

第1269条

人身被害から生じる財産上及び非財産上の損害は、コンセイユ・デタにおけるデクレによって定められた損害項目の非限定的な一覧表に従って、項目ごとに、決定される。

第1270条

特別の定めのない限り、機能障害は、固定化の後、その作成、改定及び発

行の方法が行政手続により定められた、指標となる、統一された、医学上の早見表により判定される。

第 1271 条

第 1 項 コンセイユ・デタにおけるデクレは、非財産的損害の項目を定める。それらの項目は、その作成及び発行の方法が確定された、賠償の指標となる参照枠組に従って評価がなされる。この参照枠組は、裁判機関によって承認された賠償の方法の進展に応じて、3年ごとに再評価される。

第 2 項 この目的で、国の監督の下、かつ、コンセイユ・デタにおけるデクレにより定められた条件において、交通事故の被害者の人身被害の賠償に関する控訴院によって下された終局判決を、データベースが収集する。

第 1272 条

第 1 項 職業上の収入の喪失、近親者の所得の喪失又は第三者の援助の名目により義務づけられる賠償は、原則として、定期金の形式で行われる。この定期金は、行政手続により定められ、かつ、最低賃金の変化と結びつけられた指数に基づきスライドされる。

第 2 項 当事者の合意により、又は、特別に理由を付された判決に基づいて、定期金は、予測しうるインフレーションを考慮に入れた利率に基づかれ、かつ、国立統計経済研究所によって公表された最新の余命の統計評価に従って3年ごとに現在化された、行政手続により定められた表に従って、元金に転換される。

第 3 項 定期金が、約定又は判決により、将来の損害の賠償として支払われる場合、定期金受給権者は、その個人の状態がそれを正当化するならば、期限の到来する定期金支給額を、全部又は一部、前項で適用された転換表に従って、元金に換えることを請求することができる。

第 1273 条

第三支払者によって賠償の目的で被害者に支払われた金額は、法律であら
かじめ定められた場合にしか、責任負担者又はその保険者に対する代位求
償権をもたささない。

第 1274 条

人身被害の被害者に支払われた、以下に列挙された給付のみが、賠償義務
者又はその保険者に対する求償権をもたらす。

1. 社会保障の強制制度を運営する組織、機構及び機関によって支払われ
た給付；
2. 国及びその他一定の公法人の民事賠償の訴えに関する 1959 年 1 月 7 日
のオールドナンス n° 59-76 第 1 条 II に列挙された給付；
3. 治療とリハビリテーションの費用の償還として支払われた金額；
4. 被害を引き起こした出来事の結果として生じた休職期間中における使
用者によって維持される賃金と賃金に付随するもの；
5. 共済組合法典によって規律される共済団体、社会保障法典又は農業漁
業法典によって規律される福利厚生制度、及び保険法典によって規律され
る保険会社によって支払われた傷病日当補償と廃疾給付；
6. 社会的行動及び家族法典 L. 245-1 条で規定される給付。

第 1275 条

使用者は、被害の責任負担者又はその保険者に対して、被害者の休職の期
間中、維持された、若しくは被害者に支払われた報酬に関する使用者負
担分の償還を、直接に求めることが認められる。これらの規定は、前掲
1959 年 1 月 7 日のオールドナンス n° 59-76 第 2 条の規定に対する特例とし
て、国に対して適用される。

第1276条

第1項 求償権をもたらず給付は、非財産的損害を除き、第三支払者によって引き受けられた損害項目につき、責任負担者によって支払われるべき賠償のみに、項目ごとに充当される。

第2項 責任負担者の支払不能状態が、被害者の全部の賠償を妨げる場合、責任負担者によって支払われるべき被害者に残っているものについては、第三支払者よりも、被害者が優先される。

第3項 被害者のフォートは、第三支払者の給付によって回復されなかった損害部分に関してしか、その賠償に対する権利を減じることができない。第三支払者は責任負担者が課された債務の未払い部分に対して権利を有する。

第1277条

第1項 第1274条及び第1275条で掲げられた給付を除き、法律、約定又は規約による義務によって、被害者のためになされた、いかなる支払いも、被害の賠償義務者又はその保険者に対する訴権をもたささない。

第2項 ただし、それが契約によって予定されていたならば、事故を理由とした賠償についての立替金を被害者に支払った保険者の代位求償権は、第1274条で対象とされた第三者への支払い後に存在する未払額の限度で、賠償義務者の保険者に対して行使されうる。それは、必要であるならば、債権を提示するために第三支払者に対して法律により与えられた期間内に行使されなければならない。

第2款 物的被害から生じる損害の賠償についての特則

第1278条

第1項 有体財産の侵害の場合、賠償は、修理費用と財産の取り替えの費用に相当する二つの金額のうち最も少ないものである。ただし、老朽化及び賠償に場合によっては伴う値上りは考慮されない。

第2項 財産が、修理も取り替えもすることができない場合、賠償は、被害前の状態における、判決日に有していたであろう価値による。

第3項 被害者の請求により、侵害された財産が、現在の状態で、責任負担者に引き渡されないならば、残存する価値は、損害賠償から控除される。

第1279条

必要であれば、賠償は、侵害された財産の享受の剥奪、開発の喪失又はその他すべての損害もまた填補する。

第3款 環境被害から生じる損害の賠償の特則

第1279条の1

生態環境損害につき責任を負う者はすべて、それを賠償しなければならない。

第1279条の2

生態系の要素若しくは機能又は人間によって環境から引き出される共同の利益に対する無視することのできない侵害からなる生態環境損害は、この款で定められた要件において、賠償される。

第1279条の3

生態環境損害の賠償の訴えは、国、フランス生物多様性局、地方公共団体及びその地方に関係するそれらの団体、並びに自然保護及び環境擁護を目的とする訴訟提起の日から少なくとも5年前に承認又は創設された公施設及び団体など、訴えを提起する適格性と利益を有する者すべてに許される。

第1279条の4

第1項 生態環境損害の賠償は、現物によることを優先して行われる。

第2項 賠償の方法が不可能又は不十分である場合、裁判官は、責任負担者に、環境の回復にあてられる損害賠償金を、原告若しくは原告がそのために有用な方法を探ることができない場合には国に対して、支払うよう命ずる。

第3項 損害の算定は、必要がある場合、特に環境法典第1部第6編の適用範囲において、すでに実施された賠償の方法を考慮する。

第1279条の5

第1項 アストラントの場合には、アストラントは裁判官によってそれを環境の回復にあてる原告のために、又は原告がそのために有用な方法を探ることができないならば、同じ目的でアストラントをあてる国のために、決算される。

第2項 裁判官はアストラントを決算する権限を保有する。

第1279条の6

第1266条の規定は、環境がさらされた違法な障壁に、適用される。

第4款 ある金額の支払いの遅滞から生じる損害の賠償の特則

第1280条

第1項 ある金額の支払いの遅滞から生じる損害は、法定利率による利息によって賠償される。

第2項 この利息は、債権者が損失のないことを正当化する義務を負うことなく支払われるべきである。法律が当然に損害賠償金を起算させる場合を除き、それは、付遅滞の日からしか、支払われるべきではない。

第3項 遅滞にあるその債務者がさらに損害を引き起こした債権者は、その債権の遅延利息とは区別された損害賠償金を得ることができる。

第5章 責任に係る条項

第1節 責任を排除又は制限する条項

第1281条

第1項 責任を排除又は制限することを目的又は効果とする条項は、契約の領域においても契約外の領域においても、原則として有効である。

第2項 ただし、人身被害の場合、責任は、契約によって、制限又は排除されない。

第1282条

契約の領域において、責任を制限又は排除する条項は、重大なフォート又は故意の場合、全く効力を有さない。それら条項が、債務者の本質的債務からその本質を奪う場合、それらは書かれなかったものとみなされる。

第1283条

契約外の領域においては、フォートについての責任を、排除又は制限することはできない。

第2節 違約金条項

第1284条

第1項 契約を履行することを怠る者は一定の違約金を賠償名目で支払うということを契約で定める場合、より多いより少ない違約金は、他方当事者に対して、もはや支払われない。

第2項 ただし、違約金が明らかに過大又は過小であるならば、裁判官は、職権によってでも、このように合意された違約金を抑え又は増やすことができる。

第3項 義務の一部が履行された場合、合意された違約金は、前項の適用とは別に、一部の履行が債権者にもたらした利益に応じて、裁判官によって、職権によってでも、縮減される。

第4項 前二項に反する契約条項は、書かれなかったものとみなす。

第5項 決定的な不履行を除き、違約金は、債務者が付遅滞にある場合にしか課されない。

第6章 責任に関する主な特別制度

第1節 原動機付き陸上車両の所為

第1285条

第1項 原動機付き陸上車両の運転者又は管理者は、その車両又は被牽引車若しくはそれに準ずるものが含まれる交通事故によって引き起こされた被害について、当然に責任を負う。

第2項 本節の規定は公序による。本節の規定は、被害者が契約により輸送される場合にも適用される。

第1286条

第1項 被害者は、それらが不可抗力の性質を示す場合であっても、偶発事故又は第三者の所為を對抗されない。

第2項 被害者は、自らの意思で、その被った被害を追求した場合、本節に基づく賠償を受ける権利を有しない。

第1287条

第1項 人身被害の場合、被害者のフォートは、賠償を受ける権利に対して影響しない。

第2項 ただし、許しがたいフォートは、それが事故の主な原因であった場合、賠償に対するあらゆる権利を、被害者から剥奪する。

第3項 許しがたいフォートが事故の主な原因ではなかった場合、原動機付き陸上車両の運転者によって犯された許しがたいフォートは、賠償に対する権利を制限する効果を有する。

第4項 原動機付き陸上車両の運転者を除く、16歳未満若しくは70歳以上の被害者、又は年齢を問わず、事故の時に、少なくとも80パーセントに等しい恒久的労働不能又は廢疾の割合を彼らに承認している資格を保有する被害者は、いかなる場合でも、人身被害を賠償される。

第1288条

第1項 物的損害の場合、被害者のフォートが被害の実現に寄与したとき、それは、その損害の賠償を制限又は排除する効果を有する。

第2項 賠償の排除は、フォートの重大さに応じて、とくに正当化されなければならない。

第3項 ただし、医師の処方箋に基づいて引き渡された用具または器具に対して引き起こされた損害は、人身被害に適用される規則に従って賠償される。

第4項 原動機付き陸上車両の運転者がその車両の所有者ではない場合、身体以外の被害の賠償につき、運転者のフォートを所有者に対抗することができる。所有者は、運転者に対して求償権を有する。

第2節 欠陥ある製造物の所為

第1289条

第1項 製造業者は、被害者との契約により結び付けられていたか否かにかかわらず、その製造物の欠陥により引き起こされた損害につき当然に責任を負う。

第2項 本節の規定は公序によるものであり、被害者が契約により製造業者と結び付けられていた場合であっても適用される。

第1290条

第1項 本節の規定は、人身被害から生じる損害の賠償に適用される。

第2項 本節の規定はまた、欠陥のある製造物それ自体とは異なる財産に

対する侵害から生じる、デクレによって定められた総額を上回る損害の賠償にも適用される。ただし、その財産が私的な使用又は消費に向けられた類型のものであり、かつ、主として私的な使用又は消費のために被害者によって使用されていたのでなければならない。

第 1291 条

すべて動産は製造物である。たとえそれが不動産に組み込まれているとしても同様である。土地、飼育、狩猟及び漁業の産物も動産に含まれる。電気は製造物としてみなされる。

第 1292 条

第 1 項 製造物が正当に期待されうる安全性を提供しない場合、その製造物には、本節の意味における欠陥がある。

第 2 項 正当に期待されうる安全性の評価においては、あらゆる状況、並びに、とりわけ製造物の外見、合理的に期待されえた使用及び流通に置かれた時が考慮されなければならない。

第 3 項 より完全な、別の製造物が事後に流通に置かれたという事実のみによっては、製造物は欠陥あるものとはみなされえない。

第 1293 条

第 1 項 完成された製造物の製造者、原材料の生産者、構成部分の製造者は、職業上の資格で活動する場合、製造業者である。

第 2 項 本節の適用にあたり、職業上の資格で活動する以下の者はすべて、製造業者であるとみなされる：

1° 製造物に、その名称、その商標又はその他の識別標を付して、製造業者として自らを表示する者；

2° 欧州連合内に、販売、販売の約束を伴う若しくは伴わない賃貸、又はその他すべての配給形態のために、製造物を輸入する者。

第3項 第1646条の1及び第1792条から第1792条の2までの規定に基づいてその責任が追及される者は、本節の意味における、製造業者であるとはみなされない。

第1294条

第1項 製造業者が特定されえない場合、売主、リース業者若しくはリース業者と同一視することのできる貸主を除く貸主、又はその他すべての職業的供給者は、被害者の請求がそれらの者に通知された日から起算して3ヶ月の期間内に、本来の供給者若しくは製造業者を指示しない限り、製造業者と同様の条件において、製造物の安全性の欠陥について責任を負う。

第2項 製造業者に対する供給者の求償権は、その欠陥の直接の被害者から発せられる請求と同じ規則に従う。ただし、供給者は裁判上の召喚の日続く一年以内に訴えを提起しなければならない。

第1295条

他の製造物に組み入れられた製造物の欠陥によって引き起こされた被害の場合、構成部分の製造業者及び組入れを実現した者は、連帯して責任を負う。

第1296条

原告は被害、欠陥及び欠陥と被害の間の因果関係を証明しなければならない。

第1297条

たとえ製造物が、技術の規則若しくは現行の規格を尊重し製造され、又は製造物が行政上の許可の対象であったとしても、製造業者は欠陥について責任を負うことがある。

第 1298 条

第 1 項 製造業者は、以下のことを証明しない限り、当然に責任を負う：

1° 製造業者は製造物を流通に置かなかったこと；

2° 状況が考慮されると、被害を引き起こした欠陥は、製造物が製造業者によって流通に置かれた時に存在しなかった又はその欠陥が事後に発生したと評価する理由が存在すること；

3° 製造物が、販売又はその他すべての供給形態に向けられなかったこと；

4° 科学及び技術の知見の状態では、製造物が流通に置かれた時に、欠陥の存在を発見することができなかったこと；

5° 又は、欠陥が、製造物が法律又は命令の命ずる強制的規則に適合することに起因すること。

第 2 項 構成部分の製造業者は、欠陥が、その部分が組み入れられた製造物の構想又は当該製造物の製造業者によって与えられた指示に帰せられることを証明するならば、もはや責任を負わない。

第 1298 条の 1

製造業者は、被害が人体の一成分若しくはそれに由来する製造物又は公衆保健衛生法典第 5 巻第 1 部第 2 編第 1 章で示された、人間が用いる健康についてのあらゆる製造物によって引き起こされた場合、第 1298 条の 4° に規定された免除原因を援用することができない。

第 1299 条

第 1254 条第 2 項の規定は適用されない。

第 1299 条の 1

本節の規定に基づく責任は、被害を引き起こした当該製造物が流通に置かれた後 10 年で、消滅する。この期間内に、被害者が裁判上の訴えを提起した場合は、この限りでない。

第1299条の2

本節の規定に基づく賠償の訴えは、原告が、被害、欠陥及び製造業者の身元を知った又は知るべきであった日から3年で時効にかかる。

第1299条の3

本節の規定は、被害者が、契約又は契約外責任のその他の制度の規定を援用することを、それらその他の制度の規定が、製造物の安全性の欠如とは異なる基礎を有している以上、禁止しない。

3. フランス民事責任改正草案（2017年3月13日） における変更箇所

以下では、備忘の意味を含めて、2016草案から変更のある規定すべてに対してコメントを付していく。

(1) 第1部 民法典第3巻に関する規定 第1条

「第1部、民法典第3巻に関する規定、第1条」という見出しが付け加えられた。

「I. 民法典第3巻第3部は次のように変更される」という一文が加えられたこと、廃止される規定の範囲が1252条までに変更されたこと（2016年草案では、1245条の17までが廃止されるとされていた）、各引用条文中に「民法典」という文言が付されなくなったこと、各条番号の変更がなされたことのほか、最も大きな変更点は、「民法典第1603条は次のように起草される第2項によって補われる。『売主の債務は財産の承継取得者によって援用されうる。その財産が他の財産に組み入れられたものであり、かつ、当初の取得の契約がいかなる契約であっても、売主の債務と取得者の権利の二重の限定において、それは援用されうる。』」としていた前案におけるⅢ.が削除されたことである。

(2) 第 1232 条

2016 草案では、第 1232 条の直前に「第 1 章 前置規定」との見出しが置かれていたが削除された。2017 草案における第 1232 条の内容は 2016 草案には見当たらず、新設されたものである。なお、2016 草案における第 1232 条は、違法の差止めに関する規定であるが、これは少しの変更を加えられて第 1266 条として後置された。

(3) 第 1 章 冒頭規定

「前置」規定から「冒頭」規定という見出しに変更されている。

(4) 第 1233 条

2016 草案で規定されていた第 2 項「ただし、損害が契約の履行に際して引き起こされた場合であっても、人身被害 (dommage corporel) は契約外責任の規定に基づいて賠償される。」が削除された。この 2 項の内容は、2017 草案では、次条の第 1233 条の 1 第 1 項で規定されている。

(5) 第 1233 条の 1

第 1233 条の 1 第 1 項は、2016 草案第 1233 条第 2 項に変更を加えたものである。「人身被害」の賠償ではなく、「人身被害から生じた損害」の賠償となった。第 2 項は新設された。

(6) 第 1234 条

第 1 項は、2016 草案では、「契約債務の不履行が第三者の被る被害の直接の原因である場合」に、第三者は債務者に対し賠償を請求することができるとしていたが、2017 草案では、「直接」という文言を用いず、代わりに、契約の不履行の「結果」を賠償するという規定振りとした。第 2 項は 2017 草案で新設された。

(7) 第1235条

「適法な利益の侵害」という文言にかかる、2016草案の「個人又は集団の」という文言が削除された。

(8) 第1238条

2016草案第1238条第2項「機会の喪失の損害は、その機会が実現するならば、その機会がもたらすであろう利益とは区別される。」から変更された。

(9) 第1239条

2016草案第1239条第1項での因果関係の「証明」という文言が、因果関係の「存在」に変更された。

(10) 第1240条

第2項が新設されたため、2016草案第1240条本文が第1項とされた。また、2016草案から文言の修正がある。2016草案では「人身被害」の「人身」にクロシェ（ブラケット）が掛けられていたが、2017草案では外された。2016草案では、「共同で又は同じ動機で行動する」とされていたところが、「共同で行動し又は同じ活動を行う」と変更されている。その他、2016草案における「特定の者らの集団」は「特定の者ら」となり、「不特定の構成員」は「不特定の者」とされている（なお、2016草案の試訳から、訳語と語句の配置につき、訂正した点がある）。第2項は、責任を負担する者のうちの求償関係を定めたものである。

(11) 第1241条

2016草案は「あらゆるフォートはその作者にフォートが引き起こした損害を賠償することを義務づける。」としていた。ここからの変更である。

(12) 第 1242 条

2016 草案は「法律によって課された行動規範」の違反によってフォートが構成されるとしていたが、より簡明な表現に変更されている。

(13) 第 1242 条の 1

2017 草案において新設された。

(14) 第 1243 条

2016 草案にあった第 5 項「このパラグラフの規定は、動物の所為にも適用される。」が削除された。

(15) 第 1244 条

第 1 項につき、前半の施線部は「近隣の障碍の原因である」からの変更、後半の施線部は「近隣の通常の不都合を超えた被害につき」からの変更である。第 2 項につき、(障碍を停止させることのできる合理的な手段が)「公共の安全と公共の衛生の利益のために行政機関によって規定された諸規則を妨げない限り」という一節が削除された。

(16) 第 1248 条

施線部が加えられた。

(17) 第 1249 条

第 1 項につき、2016 草案では、「被用者の」という文言が「職務」を修飾していたが、削除された。また、「被用者に」命令・指示が与えられることが明記された。第 3 項につき、2016 草案第 1249 条第 3 項の「被用者が使用者のために行動したということを被害者が正当に信頼することができなかったということを証明するならば」という文言が、「被用者と被害者の共謀を証明するならば」に変更された。

(18) 第1250条

施線部が、「契約上の義務」から「契約」へと変更された。

(19) 第1251条

施線部に関して、2016草案における「自らの側の故意又は重大なフォートを除き」から「重大なフォート又は故意を除き」に変更された。

(20) 第3章第1節 見出し

施線部に関して、「責任の」という文言が追加された。

(21) 第1253条

第1項の施線部に関して、「性質をみたます」から「性質を帯びる」に変更された。第2項に関して、「被告又は被告が責任を負わなければならない者が、適切な措置によって、その実現又はその結果を避けることができなかった」という規定振りから変更された。

(22) 第1254条

2017草案は、2016草案第1254条における後段を、第2項とした。

(23) 第1255条

施線部が付加された。

(24) 第1257条

「被害をもたらす所為が、法律若しくは命令の規定により定められ、正当な権限により命じられ、又は正当防衛若しくはより優越する利益を保護する必要性によって強いられた場合、それは、フォートに対する責任をもたらさない。」という2016草案における規定が改められた（刑法の正当化事由と一致することとなった）。

(25) 第 1257 条の 1

2016 草案第 1257 条第 2 項が、2017 草案第 1257 条の 1 となった。

(26) 第 1258 条

「反対の規定若しくは条項のない限り、」という文言が削除された。また、施線部後半に関し、2016 草案では「目的としなければならない。」とされていたところ、「目的とする」に改められた。

(27) 第 1259 条

施線部に関し、「損害賠償金の支払い」の形式とされていたところが、「損害賠償金」の形式とされた。

(28) 第 1261 条

第 2 項につき、「又はそれが基本的自由に対する侵害をもたらすことになる若しくは被害者にとっての利益と比べて、責任負担者にとっては明らかに不合理な出費をもたらすことになる場合」とされていたところから変更が加えられた。第 3 項施線部につき「前項の場合において」が「同じの留保のもと」に変更された。

(29) 第 1262 条

2017 草案第 1262 条第 3 項は新設された。このため 2016 草案第 1262 条第 3 項が第 4 項とされた。

(30) 第 1263 条

2016 草案では「契約の領域において」とされていたところ、「人身被害の場合を除き」と変更された。また、2016 草案では「裁判官は損害賠償金を減ずることができる」とされていたところ、「損害賠償金は減額される」とされた。

(31) 第1264条

「裁判官が損害賠償金を特定の賠償方法に割りあててを正当化する例外的な事情を除き」という前置されていた節が削除された。

(32) 第1265条

2016草案第1265条第1文が2017草案第1265条第1項とされた。第2項は2016草案第1265条第2文、第3文であるが、いくつかの修正点がある。2016草案における規定は以下の通りである。「それらの者全員がフォートを犯したならば、それらの者は、各自のフォートの重大性に応じてそれらの者で分担して支払う。それらの者のうち誰もフォートを犯さなかったならば、それらの者は均等に支払う。それらの者のうち一定の者のみがフォートを犯したならば、それらの者だけが、賠償を最終的に負担する。」。2017草案第2文につき、この草案は、すべての者がフォートを犯した場合だけでなく、一部の者がフォートを犯した場合を含める。2016草案第4文はここに吸収されたことになる。フォートを犯した複数の者が賠償を負担すること自体は2017草案でも変更はないが、その分担割合を決定する基準については、2016草案では、全員がフォートを犯した場合についてのみ、フォートの重大性に応じて分担するとだけしていたところ、2017草案では、一部の者がフォートを犯した場合を含め、フォートの重大性とフォートを犯した者に帰することのできる損害惹起行為の因果的機能をその判断要素とすることとしている。2017草案第3文につき、誰もフォートを犯さなかった場合でも、2016草案が規定するように、均等に支払うというだけでなく、複数の者に帰することのできる損害惹起行為の因果的機能に応じて分担割合が定まることが明記された。

(33) 第4章第1節第4款 違法の停止

2016草案第4款は「過料」を規定していたが、2017草案では第4款で「違法の停止」を規定する。これにより、「過料」の規定は、第5款に繰り

下がった。

(34) 第 1266 条

施線部の文言が追加されたほか、ブラケットで囲まれていた「法律又は慎重若しくは注意の一般的義務によって課された行動規範に反する所為のみが、これらの手段を発動させうる。」という一文が削除された。

(35) 第 4 章第 1 節第 5 款 過料

「過料」の規定は、2016 草案では、第 4 章第 4 款に置かれていたが、2017 草案では第 5 款に移動している。

(36) 第 1266 条の 1

2016 年草案における第 1266 条が、2017 草案ではいくつかの変更が加えられて第 1266 条の 1 とされた。第 1 項につき、「契約外の領域において」という文言が加えられた。2016 草案では、被害の惹起者が重大なフォートを犯すことが必要とされていたところ、2017 草案では、単なるフォートとされた。2016 草案では、重大なフォートが利得又は節約を発生させることは一例示のようにも見えたと、2017 草案では、利得又は節約を発生させることが要件とされている。また、「被害者又は検察官の請求」という文言も加えられた。第 2 項につき、2016 草案では「又は」とされていたところが、2017 草案では「及び」とされた。第 3 項につき、2016 草案では、「過料は 200 万ユーロを超えることはできない。ただし、過料は実現された利益又は節約の総額の 10 倍に達することができる。」とされていたところ、2017 草案では、実現された利益のみ、その総額の 10 倍を超えないという上限額に変更された。第 4 項につき、2016 草案では、過料は、世界の総取引高（税額を控除した）の 10 パーセントに達することができる」とされていたが、2017 草案では、フランスにおける総取引高（税額を控除した）の 5 パーセントに達することができる」と変更されている。

第5項については変更がない。第6項は新設された。

(37) 第4章第2節 見出し

2016 草案では、「被害の賠償」の特則とされていたところ、被害と損害の区別を明確して、2017 草案では、「被害から生じる損害の賠償」とされた（文言の追加）。

(38) 第1267条

2016 草案では、「被害者と責任負担者の中で締結された和解」とされていたところ、2017 草案では、「被害者とその賠償の債務者の中で締結された和解」と変更されている。

(39) 第1267条の1

本条は2017 草案において新設された。

(40) 第1268条

2016 草案では「被害者が、被害をもたらす行為が生じた時、素因により未だ有害な影響を受けていなかった以上」という条件が付されていたところが施線部のように変更された。素因を考慮しないということの変更がない。

(41) 第1270条

施線部が追加された。

(42) 第1271条

2016 草案で施線部に付されていたクロシェ（ブラケット）が、2017 草案では外された。また第1項につき、再評価までの期間が、2016 草案では「定期的に」とされていたところ、「3年ごとに」に変更された。

(43) 第 1272 条

第 1 項につき、2016 草案では一つの文章であったところ、2017 草案では、「定期金」を修飾していた句が、新しい文章として起こされた。内容に変更はない。第 2 項に付き、施線部が追加された。

(44) 第 1273 条

施線部が付加された。

(45) 第 1277 条

2016 草案では、「第 3 項 第 1273 条から第 1276 条までの規定にある規則に反するあらゆる規定は、被害者にとってより有利なものでない限り、書かれなかったものとみなす。」が規定されていたが、2017 草案では削除されている。

(46) 第 1278 条

第 1 項について、施線部が追加された。第 2 項について、施線部の動詞が未来形から現在形とされた（ここでは 2016 年試訳における表現から変更を施さなかった）。

(47) 第 1279 条の 1

新設の規定である。ただし、2016 年 8 月 8 日の法律（Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016）第 4 条によって設けられた現行民法 1246 条と同じ規定である。

(48) 第 1279 条の 2

新設の規定である。ただし、2016 年 8 月 8 日の法律（Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016）第 4 条によって設けられた現行民法 1247 条と同趣旨の規定である。2017 草案に再録されるにあたって二重施線部の修正がなされ

ている。

(49) 第1279条の3

新設の規定である。2016年8月8日の法律（Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016）第4条によって設けられた現行民法1248条と同じ規定である。

(50) 第1279条の4

新設の規定である。2016年8月8日の法律（Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016）第4条によって設けられた現行民法1249条に基づく規定である。第1項と第3項は、現行民法1249条から変更はない。第2項につき、現行民法では、「賠償の方法が、法律上若しくは事実上、不可能又は不十分である場合」とされているが、2017草案では、「法律上若しくは事実上、」という文言が削除され、二重施線部のようになった。

(51) 第1279条の5

新設の規定である。2016年8月8日の法律（Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016）第4条によって設けられた現行民法1250条と同じ規定である。

(52) 第1279条の6

新設の規定である。本条は、2016年8月8日の法律（Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016）第4条によって導入された現行民法における生態環境損害の賠償をめぐる民法典第3巻第3部第2編「契約外責任」第3章にも見られなかった規定である。なお、現行民法第1251条「被害の急迫の実現を予防するため、その悪化を避けるため又はその結果を減ずるためにあてられた費用は、賠償されうる損害を構成する。」、第1252条「生態環境損害の賠償にかかわらず、第1248条で掲げられた者によって、この趣旨の

請求を付託された裁判官は、被害を予防し又は停止させるのに適する合理的な措置を命じることができる。」は、2017草案では再録されなかった。

(53) 第1280条

第1項につき、2016草案では、「ある金額の支払いの遅滞から生じる損害の賠償」とされていたが、2017草案では、施線部の通り、「の賠償」が削除され、単に「損害」とされた。また、「法定利率による利息の支払いを命ずる判決により構成される」としていた後半部分も、簡潔な文章となった。第2項は、「損害賠償金」が支払われるべきであるとされていたが、第1項後半部分の修正に伴い、「利息」が支払われるべきであると規定された。

(54) 第5章及び第5章第1節

2016草案では、第4章第3節「損害の賠償に係る契約」、その第1款「賠償を排除又は制限する契約」とされていたが、2017草案では、それぞれ第5章、その第1節として繰り上げられ、それぞれ見出しの文言も変更されている。

(55) 第1281条

第1項について、2016草案では、「『賠償』を排除又は制限することを『目的とする』『契約』」とされていたが、2017草案では、施線部で示した通り、前からそれぞれ、「責任」、「目的又は効果とする」「条項」と変更された。

(56) 第1282条

2016草案の第1283条に規定されていたところが、2017草案の第1282条とされている。ただし、いくつかの修正点がある。前段の「責任」を制限又は排除する条項、という文言は、2016草案では「賠償」を制限又

は排除する条項、とされていた。また、「重大なフォート又は故意 (faute dolosive) の場合」というところは、2016 草案では、「債務者の故意 (faute intentionnelle) 若しくは重大なフォートの場合」であった。さらに、2016 草案では、「契約の領域において、責任賠償を制限又は排除する条項は、債務者の故意若しくは重大なフォートの場合、又はそれら条項が、署名された本質的な債務の範囲と矛盾する場合において、全く効力を有さない。」とされていたのであるが、「又はそれら条項が、署名された本質的な債務の範囲と矛盾する場合において、」という部分が、2017 草案では削除されている。2016 草案の第 1283 条の第 2 項は、「それら条項を対抗される当事者が、契約の成立前に、それら条項の内容を知ることができなかった場合、それら条項はもはや効力を有さない。」という規定であったが、2017 草案では削除された。他方、2017 草案の第 1282 条では、後段が追加されている。

(57) 第 1283 条

2016 草案の第 1282 条に規定されていたところが、2017 草案の第 1283 条とされている。ただし、2016 草案の第 1282 条には規定されていた第 2 項「フォートなき責任の制度においては、契約を援用する者が、被害者が明白に契約を承諾したということを証明する場合にのみ、その契約は効力を有する。」は、削除された。また 2016 草案の第 1282 条第 1 項は、「契約外の領域においては、フォートによって引き起こされた損害の賠償しか、排除又は制限することはできない。」としていたが、2017 草案では、「契約外の領域においては、フォートについての責任を、排除又は制限することはできない。」という規定となり、正反対となった。

(58) 第 5 章第 2 節 見出し

2016 草案では *Clauses pénales* という見出しであったが、2017 草案では、*Les clauses pénales* として定冠詞が付された (翻訳に変更はない)。

(59) 第6章

本章は、もともと2016草案では第5章であったが、2017草案では、「損害の賠償に係る契約」が第5章とされたため、第6章となった。

(60) 第1285条

2016草案では、第2項は「本節の規定は公序によるものであり、交通事故に含まれた車両の運転者又は管理者に対して適用されるのみである。本節の規定は、被害者が契約により輸送される場合にも適用される。」とされていたが、2017草案では、このうち、上記施線部が削除された。なお2016草案に対する試訳では、moteurに「エンジン」という訳語をあてていたが、本稿では「原動機」に改める（その他の箇所も同様である）。

(61) 第1286条

2016草案では、第1項、第2項とも、主語が被害者の複数形(victimes)であったが、2017草案では、被害者の単数形とされている(victime)。翻訳では特に変更はない。

(62) 第1287条

第1項につき、2016草案では「事故の主な原因であった許しがたいフォートが問題とならない限り」という限定が付されていたが、2017草案では削除された。第2項は、上の第1項で削除された箇所の内容を、2017草案において、新たに項として起こしたものである。第3項は2017草案で新設された。第4項は、2016草案における第1287条第2項が修正されたものである。冒頭にあった「ただし」が削除され、「原動機付き陸上車両の運転者を除く」とする二重施線部が付加された。また、「80パーセントに等しい恒久的機能欠損の割合」とされていたところ、「80パーセントに等しい恒久的労働不能又は廃疾の割合」と変更された。

(63) 第1289条

2016 草案第1289条は、「製造業者は、被害者との契約により結び付けられていたか否かにかかわらず、その製造物の欠陥により引き起こされた損害につき責任を負う。」と規定していたところ、「被害者との契約により結び付けられていたか否かにかかわらず」という箇所が削除され第1項とされた。この項では、施線部の通り、製造業者の責任の当然性が明らかにされた。第2項は、上の第1項で削除された箇所の内容を、2017 草案で新たに新たに項として起こされたものであるが、同時に本節の規定が公序によるものであることも明らかとした。

(64) 第1298条

第1項4°につき、2016 草案では付されていたクロシェ（ブラケット）が外された。

(65) 第1298条の1

本条は、2016 草案では、第1299条であったが、2017 草案では、第1298条の1とされた。また、当初付されていたクロシェ（ブラケット）が削除された。

(66) 第1299条

2016 草案の第1299条の1は「欠陥ある製造物の所為による責任を排除又は制限することを目的とする条項は禁止され、かつ、書かれなかったものとみなされる。」と規定していたが削除され、この位置には、2017 草案の第1299条が新たな内容で起こされた。

(67) 第1299条の1

2016 草案の第1299条の2の内容が、一部変更の上、再録されている。「製造業者のフォートがない場合、本節の規定に基づく製造業者の責任は」

とされていたところが、二重施線部のように変更された。

(68) 第 1299 条の 2

2016 草案の第 1299 条の 3 の内容が、一部変更の上、再録されている。二重施線部につき、2016 草案では「日から 3 年後に」とされていたが、「日から 3 年で」に変更された（なお、2016 草案の試訳では「時効消滅する」と翻訳していたが、「時効にかかる」に修正した）。

(69) 第 1299 条の 3

2016 草案の第 1299 条の 4 第 2 項の内容が、一部変更の上、再録されている。同項は「本節の規定は、被害者が本章又は責任のその他の特別制度によって定められた契約外責任の規定を援用することも、それら契約外責任の規定は、本節で規定された責任とは異なる基礎を有している以上、禁止しない。」としていたところ、2017 草案では、被害者が援用を禁止されないのは、「契約又は契約外責任のその他の制度の規定」であると変更された。また、「それら契約外責任の規定は、本節で規定された責任とは異なる基礎を有している以上」という箇所が、「それらその他の制度の規定が、製造物の安全性の欠如とは異なる基礎を有している以上」に変更された。なお、2016 草案第 1299 条の 4 第 1 項「本節の規定は、被害の被害者が契約責任法の名目で主張することのできる権利を妨げない。」及び第 3 項「製造業者は自らのフォート及び製造業者が責任を負う者のフォートの結果につき、従前の通り、責任を負う。」は、2017 草案では削除された。

(注)

- 1 鈴木清貴「フランス民事責任改正法草案（2016年4月29日）試訳」武蔵野大学政治経済研究所年報 14 号 121 頁（2017年）。2016 草案に関しては、この他、中原太郎・訳「民事責任の改正に関する法律草案（フランス司法省・2016年4月29日）」法学 80 卷 5 号 104 頁（2016年）、ヨナス・クネチュ（ジョナス・クネシュ）（中原太郎・訳）「フランス民事責任法改正——2016

年4月29日の司法省法律草案の比較法的検討」法学80巻5号86頁（2016年）、廣峰正子「フランス不法行為法改革の最前線」法律時報89巻2号94頁（2017年）がある。

- 2 フランス司法省のウェブサイト (<http://www.textes.justice.gouv.fr/textes-soumis-a-concertation-10179/consultation-publique-sur-la-reforme-de-la-responsabilite-civile-28936.html> (2017年8月9日閲覧))に基づく。ただし、2017年3月民事責任改正草案には、「2016年4月から7月まで実施されたパブリック・コメントの結果」という表記がある。
- 3 Ministère de la justice, Dossier de presse, Projet de réforme du droit de la responsabilité civile, Présenté le 13 mars 2017, par Jean-Jacques Urvoas, garde des sceaux, ministre de la justice suite à la consultation publique menée d'avril à juillet 2016, 2017, p. 2. この報道資料は、フランス司法省のウェブサイトからダウンロードすることができる (<http://www.textes.justice.gouv.fr/textes-soumis-a-concertation-10179/projet-de-reforme-du-droit-de-la-responsabilite-civile-29782.html> (2017年8月9日閲覧))。
- 4 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 5.
- 5 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 5.
- 6 Dossier de presse, op. cit. note 3. なお、2017草案については以下の解説があるが、ここでは十分に活用できなかった。Jean-Sébastien Borghetti, «Un pas de plus vers la réforme de la responsabilité civile : présentation du projet de réforme rendu public le 13 mars 2017», D. 2017. 770 ; Suzanne Carval, «Le projet de réforme du droit de la responsabilité civile» JCP (G.), n° 15, 10 avril 2017, p. 706.
- 7 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 2.
- 8 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 3.
- 9 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 3.
- 10 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 3.
- 11 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 4.
- 12 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 4.
- 13 Dossier de presse, op. cit. note 3, p. 5. 個々の記述についての注は割愛する。